

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（居宅療養管理・介護予防居宅療養管理）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

		変更があった事項 提出書類	法人に関する変更			事業所に関する変更							加算					休止	再開	廃止			
			法人の名称・所在地	法人の役員	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	専用区画等	事業所又は施設の建物の構造・管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	従業員の変更	利用料	通常の実施地域	医療用麻薬持続注射療法加算	在宅中心静脈栄養法加算	特別地域加算				中山間地域等における小規模事業所加算（地域）	中山間地域等における小規模事業所加算（規模）	
																							運営規程
チェック↓				○	○	○	○	○	○	○	○	○注1	○	○	△	△	△	△	△			○	
	変更届出書（別紙様式第一号（五））							○	○	○	○	○注1	○	○	△	△	△	△	△			○	
	付表第一号（五） 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定等に係る記載事項						○	○	○	○	○	○注1	○	○	△	△	△	△	△			○	
	法人の登記事項証明書又は役員会議事録等の写し			○	○注2																		
	誓約書（標準様式7-1） 役員名簿（参考様式1）（管理者も役員に含める）				○注3				○注3														
	事業所一覧（参考様式2）			○注4	○注4	○注4																	
	運営規程新旧対照表（参考様式3）			△					△注5	○	○	○	○注1	○	○	△	△	△	△	△		△	
	運営規程			△					△注5	○	○	○	○注1	○	○	△	△	△	△	△		○	
	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載								○注5 注6			○	○注1									○	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの								○注6														
	資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）																						
	利用料の積算の分かるもの（任意様式）												○										
	・平面図（標準様式4）（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真（カラー写真）（参考様式4）							○															
	介護給付費に算定に係る届出書（加算様式1）															○	○	○	○	○			
	介護給付費に算定に係る一覧表（加算様式2-1・加算様式2-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること															○	○	○	○	○			
	中山間地域の小規模事業所（加算参考様式7）																			●			
	休止届出書（別紙様式第一号（七））																				○注7		
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式9） ・職員の募集広告等																				○注7		
	再開届出書（別紙様式第一号（六））																					○	
	廃止届出書（別紙様式第一号（七））																						○
・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式9） ・指定（更新）通知書の原本（みなし指定を除く）																						○	

注1）人員変更は特例措置があります。

注2）役員の変更が登記事項証明書で確認できない場合は、登記事項証明書（写）に代え、役員会議事録（写）等の変更役員及び変更年月日を確認できる書類を添付してください。

注3）住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更の場合は、添付する必要はありません。

注4）同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する東三河広域連合構成市町村内すべての事業所の一覧を添付してください。

注5）兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注6）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注7）休止届は、やむをえず人員基準等を満たなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

☆ 事前相談が必要です。広域連合構成市町村内であっても所在する市町村を越えて移転する場合は、事業所番号が変更となります。その場合は、変更日を必ず毎月1日にして、変更届を変更日の2ヵ月前の末日までに提出してください（この場合の提出書類は別途お示しします）。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください